

IASB Update 2018 年 3 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 3 月 21 日（水）と 3 月 22 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [開示に関する取組み：開示原則](#)
- [動的リスク管理](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [IAS 第 8 号の修正案「会計方針と会計上の見積り」](#)
- [IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善](#)
- [IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー](#)
- [経営者による説明](#)

開示に関する取組み：開示原則（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2018 年 3 月 21 日に、「開示に関する取組み：開示原則」の今後の進め方を決定するため会合した。

ディスカッション・ペーパーの各トピックの優先順位（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、ディスカッション・ペーパーの下記のトピックについて受けたフィードバックを、「開示に関する取組み：開示原則」のプロジェクトの中ではなく、基本財務諸表プロジェクトの中で検討することを暫定的に決定した。

- 基本財務諸表及び注記の役割
- EBIT 及び EBITDA の表示
- 通例でない項目又は発生の頻度が低い項目の表示
- 業績指標の適正な表示

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、ディスカッション・ペーパーの下記のトピックについては、「開示に関する取組み：開示原則」のプロジェクトの中でこれ以上追求しないことを暫定的に決定した。

- 財務諸表における様式の使用に関するガイダンス
- 会計方針の開示の記載場所に関するガイダンス
- IFRS 基準における開示目的及び開示要求の記載場所

関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 4 月 23 – 27 日

2018 年 5 月 21 – 25 日

2018 年 6 月 18 – 22 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

さらに、審議会は、IFRS 基準における「表示する」と「開示する」の使用を別個の活動として明確化することはしないが、その代わりに、審議会在 IFRS 基準の文案をどのように作成するのかを検討する際に、これらの用語の使用に関するフィードバックを考慮することを暫定的に決定した（下記のアジェンダ・ペーパー11B 参照）。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、ディスカッション・ペーパーの下記のトピックをさらに追求すべきかどうか及びその方法に関して、今後のボード会議での議論のためにスタッフが追加の分析を行うべきであると決定した。

- a. 情報の記載場所（すなわち、財務諸表の外での IFRS 情報及び財務諸表の中での非 IFRS 情報）
- b. どの会計方針を開示すべきか

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、今後のボード会議での議論のために審議会の「コミュニケーションの改善」プロジェクトとの関係の要約をスタッフが作成すべきであると決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、テクノロジー及びデジタル報告の影響を開示原則プロジェクトの中で考慮すべきかどうか及び考慮する方法について、今後のボード会議での議論のためにスタッフが追加の分析を行うべきであると決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、重要性に関する追加的な活動を行うべきかどうかを、下記が得られた時点で検討することを暫定的に決定した。

- a. 最近の審議会の公表文書（実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」及び「財務諸表におけるコミュニケーションの改善：開示の意味を高める」）の実務上の影響に関する、より多くの情報
- b. 別個の「開示に関する取組み『重要性がある』の定義」（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正）のプロジェクトに関する進捗

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

開示の問題点（アジェンダ・ペーパー11B）

審議会は、開示要求についての的を絞った基準レベルのレビューを行うことを決定した。具体的には、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 審議会自身が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンスを開発する。審議会は、このガイダンスを一組の審議会決定として開発し、ガイダンスがその後基準設定の一部として使用される際に正式な利害関係者のフィードバックを得ることを暫定的に決定した。
- b. 審議会のために開発したガイダンスを試すべき IFRS 基準を 1 つ又は 2 つ識別する。
- c. 審議会のためのガイダンスを上記(b)で識別した基準に適用することによって試す。ガイダンスを基準に適用する目的は、基準の開示要求を改善して、財務諸表の主要な利用者に提供される開示の有用性を利害関係者が改善するのに役立つことである。目的は、開示要求の量を変化させることではないが、結果としてそうなる可能性はある。
- d. 上記(b)で識別した基準の開示要求の修正の公開草案を作成する。審議会は、審議会のためのガイダンスに対してコメントする機会を利害関係者に与えるため、公開草案に関する結論の根拠に、開示要求の修正の開発に対する審議会のアプローチについての記述を含めることを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は下記について議論する。

- a. 「コミュニケーションの改善」プロジェクトとの関係
- b. 情報の記載場所及びどの会計方針を開示すべきかに関して、ディスカッション・ペーパーでの検討をさらに追求すべきかどうか及びその方法
- c. テクノロジー及びデジタル報告の影響を本プロジェクトの範囲内で考慮すべきかどうか及び考慮の方法
- d. 審議会が開示要求の開発及び文案作成の際に使用すべきガイダンスの内容
- e. どの基準を審議会的を絞った基準レベルのレビューの対象とすべきか

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

国際会計基準審議会（審議会）は2018年3月22日に会合し、動的リスク管理の会計モデルの中心的領域のひとつである目標プロファイルについて議論した。

審議会は、アジェンダ・ペーパー4Aで現在までの議論の要約の提示も受けたが、これは情報目的のためだけに提供されたものである。何も決定は行われなかった。

目標プロファイル（アジェンダ・ペーパー4B）

審議会は、動的リスク管理モデルの中での目標プロファイルの役割について議論した。特に、審議会は、目標プロファイルとは何か、どのように決定されるのか、資産プロファイルと目標プロファイルの整合性、目標プロファイルの対象期間について議論した。また、このペーパーは、ラダー戦略について、今後の審議会の議論において目標プロファイルに関連するであろう他の事項とともに簡潔に論じていた。

審議会は、スタッフが下記に基づくモデルの開発を継続すべきであると暫定的に決定した。

- a. 目標プロファイルは、所与の資産プロファイルについての経営者の目的を表すものである。
- b. 企業のリスク管理戦略は、下記を考慮して目標プロファイルを定義すべきである。
 - i. 金融負債の契約条件
 - ii. コア預金に対する企業のアプローチ（存在する場合）
- c. 資産プロファイルと目標プロファイルの名目金額は同じであることが要求されるが、満期までの期間については同じであることは要求されない。
- d. 目標プロファイルの対象期間は、企業が金利リスクを管理している期間である。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

4月に、スタッフは、目標プロファイルの中の項目の適格要件及びモデルの動的性質について議論することを予定している。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2018年3月22日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動について開発している考え得る会計モデルについて議論した。特に、審議会は下記について議論した。

- a. 定義された料金規制のどの特徴が、規制資産及び規制負債の生成の必要十分条件であり、認識及び測定モデルの範囲を定義すべきものなのか（アジェンダ・ペーパー9B）

b. 規制資産及び規制負債の財務諸表における認識の要件（アジェンダ・ペーパー9C）

また、審議会は、会計モデルに関する背景情報をこれまでの暫定的決定の要約とともに受けた（アジェンダ・ペーパー9A、情報目的のためだけに提供された）。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 会計モデルは、下記のような正式の規制上の枠組みを通じて設定される定義された料金規制に適用すべきである。

- ・企業と規制機関の両方を拘束する。
- ・所定の財又はサービスについての料金設定の基礎を確立する。これには料金調整メカニズムが含まれる。当該メカニズムは、ある期間の規制料金に企業が別の期間において実行する所定の活動に関連する金額を含める規制料金によって生じる権利及び義務のある期間に生じさせ、その後には解消する。

13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名が反対した。

b. 会計モデルは下記のようなものであるべきである。

- ・規制資産又は規制負債が存在する可能性の方が高い場合には、それらの認識を要求すべきである。モデルは、存在の不確実性がある場合において、対称的な認識の閾値を設定する。
- ・(i) 経済的便益の流入又は流出の蓋然性が低いか又は(ii) 測定の不確実性が高い規制資産又は規制負債の認識を妨げる閾値を設定すべきではない。

13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの次の協議文書として公開草案又はディスカッション・ペーパーのいずれを公表すべきかを決定する前に、モデルの測定の要求事項に関する提案について議論する。

その後の会議で、審議会は、開示目的のみのために、定義された料金規制以外の形態の料金規制についての開示を要求するようにIFRS基準の範囲を拡大することを望むかどうかを議論する。

IAS 第8号の修正案「会計方針と会計上の見積り」（アジェンダ・ペーパー26）

審議会は2018年3月22日に会合し、公開草案「会計方針と会計上の見積り」（IAS第8号の修正案）に対するコメントの要約について議論した。

この提案は2017年9月に公表され、2018年1月にコメントが締め切られた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトに対するアプローチについて、今後の会議で議論する。

IFRS 第8号「事業セグメント」の改善（アジェンダ・ペーパー27）

審議会は2018年3月22日に会合し、IFRS第8号「事業セグメント」の改善（IFRS第8号及びIAS第34号の修正）のプロジェクトの方向性について議論した。審議会は、IFRS第8号の適用後レビュー（PIR）からの発見事項に対応して、公開草案を2017年3月に公表した。

審議会は、下記の提案は進めないことを決定した。

- 最高経営意思決定者（CODM）の識別に関する提案。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名は欠席であった。
- 集約のための「類似した経済的特徴の要件」の適用方法を明確化する提案。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対し、1名は欠席であった。
- 企業がIFRS第8号の第1項及び第20項の基本原則を満たすのに役立つ場合に提供される可能性のある追加のセグメント情報の開示に関する提案。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対し、1名は欠席であった。

審議会は、下記の提案を当初は支持した。

- CODMの肩書き及び役割記述の開示を要求する。13名の審議会メンバーがこの決定を支持し、1名は欠席であった。
- 企業がIFRS第8号による報告セグメントを年次報告パッケージの他の部分と関連付けるという提案の範囲を狭めるべきかどうかを評価する。9名の審議会メンバーがこの決定を支持し、4名が反対し、1名は欠席であった。
- セグメント開示の財務諸表への調整表における調整項目を説明するために要求される詳細さのレベルを明確化する。12名の審議会メンバーがこの決定を支持し、1名が反対し、1名は欠席であった。
- 当事業年度及び過去の事業年度のすべての期中報告期間を、報告セグメントの構成の変更後最初の期中報告期間において修正再表示して表示する。ただし、当該情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となる場合は除く。13名の審議会メンバーがこの決定を支持し、1名は欠席であった。

しかし、審議会は、全体を総合して考えた場合に、これらの提案は、審議会がIFRS第8号を修正するとした場合に利害関係者に生じるであろうコストを正当化するのに十分な投資者への情報の改善をもたらさないであろうと判断した。したがって、審議会はIFRS第8号を修正しないことを決定した。8名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、5名が反対し、1名は欠席であった。

今後のステップ

スタッフは、2018年後半にフィードバック及び審議会の対応の要約を公表する計画である。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は、次のことを行うために、2018年3月22日に会合した。

- a. 受け取ったフィードバックに基づき、IFRS第13号「公正価値測定」が意図されたとおりに機能しているかどうかを評価する。
- b. 適用後レビュー（PIR）の結果として、フォローアップの作業を何か行うことを検討したいかどうかを決定する。

審議会は、IFRS第13号は意図されたとおりに機能していると結論を下した。

審議会は次のことを決定した。

- 開示の有用性に関するPIRの発見事項を、「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業（特に、開示原則及び基本財務諸表に関するプロジェクト）に提供する。14名の審議会メンバーのうち、11名が賛成、1名が反対し、2名は欠席であった。
- 評価専門家と引き続き連携し、実務における新たな進展をモニターし、知識の開発及び共有を促進する。14名の審議会メンバーのうち、12名が賛成し、2名は欠席であった。

- PIRからの発見事項の結果として、他のフォローアップ活動は実施しない。例えば、会計単位又はレベル1の優先順位付けの領域での作業は行わない。そうした作業のコストが便益を上回らないであろうからである。14名の審議会メンバーのうち、12名が賛成し、2名は欠席であった。

今後のステップ

スタッフは、このPIRに関する報告書及びフィードバック・ステートメントを作成する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は2018年3月22日に会合し、IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の更新に関する計画をレビューした。審議会は、本プロジェクトに着手するにあたり、より幅広い財務報告がIFRS財務諸表をどのように補完し補強する可能性があるのかについて考える必要があることに留意した。審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675